

## 太田市障がい者訪問入浴サービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定による地域生活支援事業として、居宅において入浴することが困難な重度障がい者及び重度障がい児（以下「重度障がい者等」という。）の居宅を訪問して入浴サービスを提供する事業（以下「訪問入浴サービス」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 訪問入浴サービスの実施主体は、太田市とする。

2 市長は、訪問入浴サービスを介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

### (対象者)

第3条 訪問入浴サービスの対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する在宅の者であって、次の各号のいずれにも該当する重度障がい者等（介護保険の被保険者及び被保険者となる見込みのある者を除く。）その他市長が特に訪問入浴サービスを提供する必要があると認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別のうち、1級又は2級の肢体不自由があると判定された身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 常時<sup>が</sup>臥床又はこれに準じる状態であって、居宅での入浴が困難な者
- (3) 健康上入浴に支障がないことが医師の意見書等で確認できる者

### (訪問入浴サービスの内容)

第4条 訪問入浴サービスは、対象者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、又は体調不良等により入浴できない場合は清拭<sup>しき</sup>を行うことにより実施するものとする。

2 訪問入浴サービスの利用は、週1回までとする。ただし、6月から9月までの間に限り、週2回まで利用することができる。

### (利用の申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、障がい者訪問入浴サービス利用申請書（様式第1号）及び意見書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、障がい者訪問入浴サービス利用決定通知書（様式第3号）又は障がい者訪問入浴サービス利用却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスの利用決定をしたときは、障がい者訪問入浴サービス利用者証（様式第5号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。  
（利用者証の記載事項の変更等）

第7条 訪問入浴サービスの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用者証の記載事項に変更が生じたときはその日から14日以内に、利用者証を返納する理由が生じたときは速やかに、障がい者訪問入浴サービス利用者証（記載事項変更・返納）届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 利用者は、利用者証を汚損し、破損し、又は紛失した場合は、障がい者訪問入浴サービス利用者証再交付申請書（様式第7号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

3 第1項の規定による届出及び前項の規定による申請は、当該届出又は申請に係る利用者証を添えて行うものとする。ただし、利用者証を紛失した場合は、この限りでない。  
（利用者等の遵守事項）

第8条 利用者及びその家族は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 病気その他の理由により訪問入浴サービスを利用できないときは、利用する前日までにその利用に係る訪問入浴サービスを提供する事業者（以下「利用事業者」という。）にその旨を申し出ること。

(2) 訪問入浴サービスの利用に際しては、必ず家族等が立ち会うとともに、入浴の介助に協力すること。

(3) 訪問入浴サービスを行う係員の指示に従うこと。

（利用決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

(1) 訪問入浴サービスの対象者が死亡し、転出し、病院に入院し、又は施設に入所したとき。

(2) 利用者及びその家族が、前条に規定する遵守事項に違反したとき。

(3) 訪問入浴サービスを利用する必要性がなくなったと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消した場合は、障がい者訪問入浴サービス利用決定取消通知書（様式第8号）により、利用者に通知するものとする。

（訪問入浴サービスに係る費用の額）

第10条 訪問入浴サービスの利用に係る費用の額は、介護保険法第41条第4項の規定に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）の規定を準用して算定した額とする。

（利用者負担額）

第11条 利用者は、訪問入浴サービスを利用したときは、前条に規定する訪問入浴サービスの利用に係る費用の額の100分の10に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を利用事業者に支払うものとする。

（負担上限額）

第12条 一の月において、その月に利用した訪問入浴サービスに係る利用者負担額が利用者証に記載された負担上限月額を超えたときは、その超えた利用者負担額については、市が利用者に代わって利用事業者を支払うものとする。

2 前項の負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定を準用して算定するものとする。

（検査及び支払）

第13条 利用事業者は、実施した訪問入浴サービスについて、1月ごと及び利用者ごとに、障がい者訪問入浴サービス利用実績報告書（様式第9号）により、翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 市長は、障がい者訪問入浴サービス利用実績報告書の提出があったときは、これを10日以内に検査するものとする。

3 利用事業者は、前項に規定する検査に合格したときは、障がい者訪問入浴サービス利用費請求書（様式第10号）により、当該利用実績報告書に係る訪問入浴サービスの利用に係る費用の額から利用者負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求の日から起算して30日以内に支払うものとする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。